

次に、家庭生活に関して、おうかがいします。

Q 1. 【回答票】現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するためには、最小限どのようなものが必要だと思いますか。ここにあげる項目について、「絶対に必要である」「あったほうがよいが、なくてもよい」「必要ではない」の中から、あなたのお考えに近いものをあげてください。

(1) 「少なくとも一日1回の果物」については、どうですか。

【調査員注：(2)～(28)も同様に聞く】

	(ア) 絶対に 必要である	(イ) あったほうが よいが、なくて もよい	(ウ) 必要では ない	わからない
(1) 少なくとも一日1回の果物	1	2	3	4
(2) 電子レンジ	1	2	3	4
(3) 冷房・暖房（エアコン等）	1	2	3	4
(4) 湯わかし器（台所・洗面所）	1	2	3	4
(5) 寝室と食卓が別々の部屋にある	1	2	3	4
(6) 専用のトイレ	1	2	3	4
(7) 専用の炊事場	1	2	3	4
(8) 専用の浴室（お風呂・シャワー）	1	2	3	4
(9) 複数の寝室（夫婦2人以上世帯の場合）	1	2	3	4
(10) 1年に1回の新しい下着	1	2	3	4
(11) 晴れ着・礼服	1	2	3	4
(12) 就職・仕事用のスーツ	1	2	3	4
(13) 医者にかかること	1	2	3	4
(14) 歯医者にかかること	1	2	3	4
(15) 電話	1	2	3	4
(16) 携帯電話（PHSも含む）	1	2	3	4
(17) 親戚の冠婚葬祭への出席 （ご祝儀、交通費等を含む）	1	2	3	4
(18) お正月のお祝い（おせち料理等）	1	2	3	4
(19) 友人・家族・親戚に会うための交通費	1	2	3	4
(20) 1年に1回の国内1泊家族旅行	1	2	3	4
(21) 趣味やスポーツを通じた交流の機会をもつ	1	2	3	4
(22) 町内会・子供会・老人会・婦人会などに参加	1	2	3	4
(23) インターネットへのアクセス	1	2	3	4
(24) ビデオデッキ	1	2	3	4
(25) 月に2、3回の外食	1	2	3	4
(26) 毎月少しずつでも貯金ができること	1	2	3	4
(27) 死亡・障害・病気などに備えるための保険料	1	2	3	4
(28) 老後に備えるための年金保険料 （公的年金も含む）	1	2	3	4

SQ. [回答票] 次に、ここからの項目は子供のために最小限必要かどうかをお答えください。

(1) 「スポーツ用品・ゲーム機などの玩具」については、どうですか。

【調査員注：(2)～(14)も同様に聞く】

	(ア) 絶対に 必要である	(イ) あったほうが よいが、なくて もよい	(ウ) 必要では ない	わからない
(1) スポーツ用品・ゲーム機などの玩具	1	2	3	4
(2) 子供部屋	1	2	3	4
(3) ウォークマン、CD・MDプレーヤー等	1	2	3	4
(4) 毎年、新しい洋服・靴の購入（お古ではない）	1	2	3	4
(5) 自転車または三輪車	1	2	3	4
(6) 本・絵本・雑誌	1	2	3	4
(7) おこづかい	1	2	3	4
(8) おけいこ事	1	2	3	4
(9) 塾	1	2	3	4
(10) お誕生日のお祝いをする	1	2	3	4
(11) クリスマスのプレゼント	1	2	3	4
(12) 子供の学校行事などへ親が参加すること	1	2	3	4
(13) 高校・専門学校までの教育	1	2	3	4
(14) 短大・大学までの教育	1	2	3	4

Q 2. ところで、あなたは結婚をしていますか。

1	2	3	4
既婚（配偶者あり）	死 別	離 別	未 婚

Q 3. あなたの家族の人数を、あなたを含めて教えてください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上

↳(Q 4へ)

SQ 1. 世帯主（家計維持者）の方が実際に扶養している家族は何人いますか。別居していても仕送りなど生活費を共有している方は含めてください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上	扶養家族は いない

SQ 2. 20歳未満の子供は何人いますか。別居していても仕送り等をしているお子さんは含めてください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上	20歳未満の子供 はいない

Q 4 (1). 【回答票】あなたの職業はこの中ではどれにあてはまりますか。主なものを1つだけお答えください。

(常 勤)

(非常勤)

1 (ア) 管理職

7 (キ) フリーター・アルバイト

2 (イ) 専門職、技術職

8 (ク) 期間限定の短期雇用

3 (ウ) 事務・販売・営業職

9 (ケ) 専業主婦 (主夫)

⑪

4 (エ) 技能職、作業職

10 (コ) 無 職

⑫

5 (オ) 商工サービス業・自由業 (家族従業)

11 (サ) その他 ()

6 (カ) 農林漁業 (家族従業)

【Q 2で「1 既婚 配偶者あり」と答えた人に】

Q 4 (2). 【回答票】あなたの配偶者の職業はこの中ではどれにあてはまりますか。主なものを1つだけお答えください。

(常 勤)

(非常勤)

1 (ア) 管理職

7 (キ) フリーター・アルバイト

2 (イ) 専門職、技術職

8 (ク) 期間限定の短期雇用

3 (ウ) 事務・販売・営業職

9 (ケ) 専業主婦 (主夫)

⑬

4 (エ) 技能職、作業職

10 (コ) 無 職

⑭

5 (オ) 商工サービス業・自由業 (家族従業)

11 (サ) その他 ()

6 (カ) 農林漁業 (家族従業)

Q 5 (1). 【回答票】あなたの昨年の収入をこの中から、税引き後の手取り金額で教えてください。仕送りや年金、アルバイト代、利子・配当金なども含みます。

1 (ア) 50万円未満

11 (サ) 900～1000万円未満

2 (イ) 50～100万円未満

12 (シ) 1000～1100万円未満

3 (ウ) 100～200万円未満

13 (ス) 1100～1200万円未満

4 (エ) 200～300万円未満

14 (セ) 1200～1300万円未満

⑮

5 (オ) 300～400万円未満

15 (ソ) 1300～1400万円未満

⑯

6 (カ) 400～500万円未満

16 (タ) 1400～1500万円未満

7 (キ) 500～600万円未満

17 (チ) 1500万円以上

8 (ク) 600～700万円未満

18 (ツ) 収入はない

9 (ケ) 700～800万円未満

19 答えたくはない、わからない

10 (コ) 800～900万円未満

【Q 2で「1 既婚 配偶者あり」と答えた人に】

Q 5 (2). 【回答票】あなたの配偶者の昨年の収入をこの中から、税引き後の手取り金額で教えてください。仕送りや年金、アルバイト代、利子・配当金なども含みます。

1 (ア) 50万円未満

11 (サ) 900～1000万円未満

2 (イ) 50～100万円未満

12 (シ) 1000～1100万円未満

3 (ウ) 100～200万円未満

13 (ス) 1100～1200万円未満

4 (エ) 200～300万円未満

14 (セ) 1200～1300万円未満

⑰

5 (オ) 300～400万円未満

15 (ソ) 1300～1400万円未満

⑱

6 (カ) 400～500万円未満

16 (タ) 1400～1500万円未満

7 (キ) 500～600万円未満

17 (チ) 1500万円以上

8 (ク) 600～700万円未満

18 (ツ) 収入はない

9 (ケ) 700～800万円未満

19 答えたくはない、わからない

10 (コ) 800～900万円未満

Q 6. [回答票] あなたは、現在の暮らしの状況を総合的にみてどのように感じていますか。この中からお答えください。

- | | | | | | | |
|----------|----------|----------|--------------|--------------|----------|----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ⑱ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | | |
| 大変苦しい | やや苦しい | 普通 | やや
ゆとりがある | 大変
ゆとりがある | わからない | |

Q 7. あなたのご家族のような家族構成の家庭が、必要最低限（「貧困」ではない）の生活をするためには、手取りで1ヵ月あたりいくらかの収入が必要だと思いますか。家賃は除いて、1万円単位でお答えください。

- 1ヵ月あたり 万円 1 わからない
- ⑳

Q 8. [回答票] では、あなたのご家庭は、いまお答えいただいた家庭のレベルに比べて、どのように感じますか。この中から1つだけ選んでください。

- | | | | | | | |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | . |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | | |
| レベルに比べて、
ずっと上 | すこし上 | 同じくらい | すこし下 | ずっと下 | わからない | |

圖1

年齡構成(本人男性 vs. 人口)

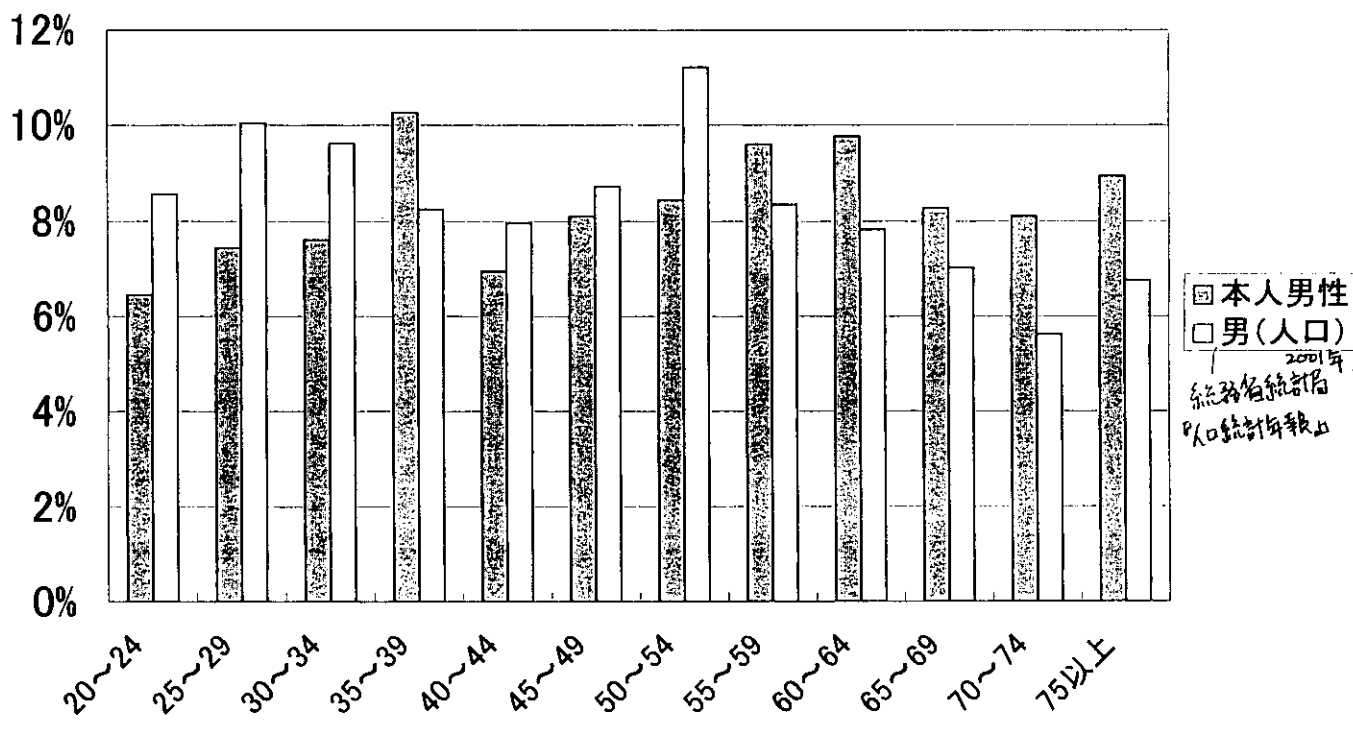


圖2

年齡構成(本人女性 vs. 人口)

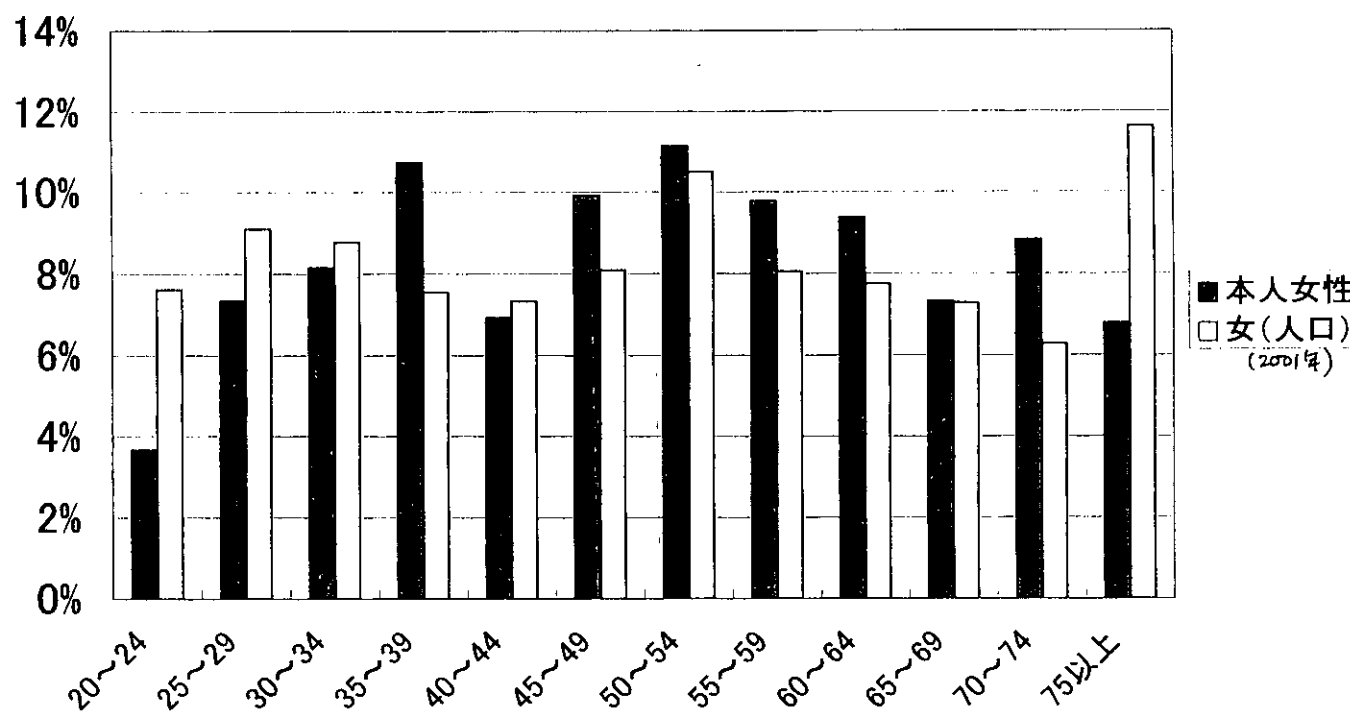


図3

年収の分布

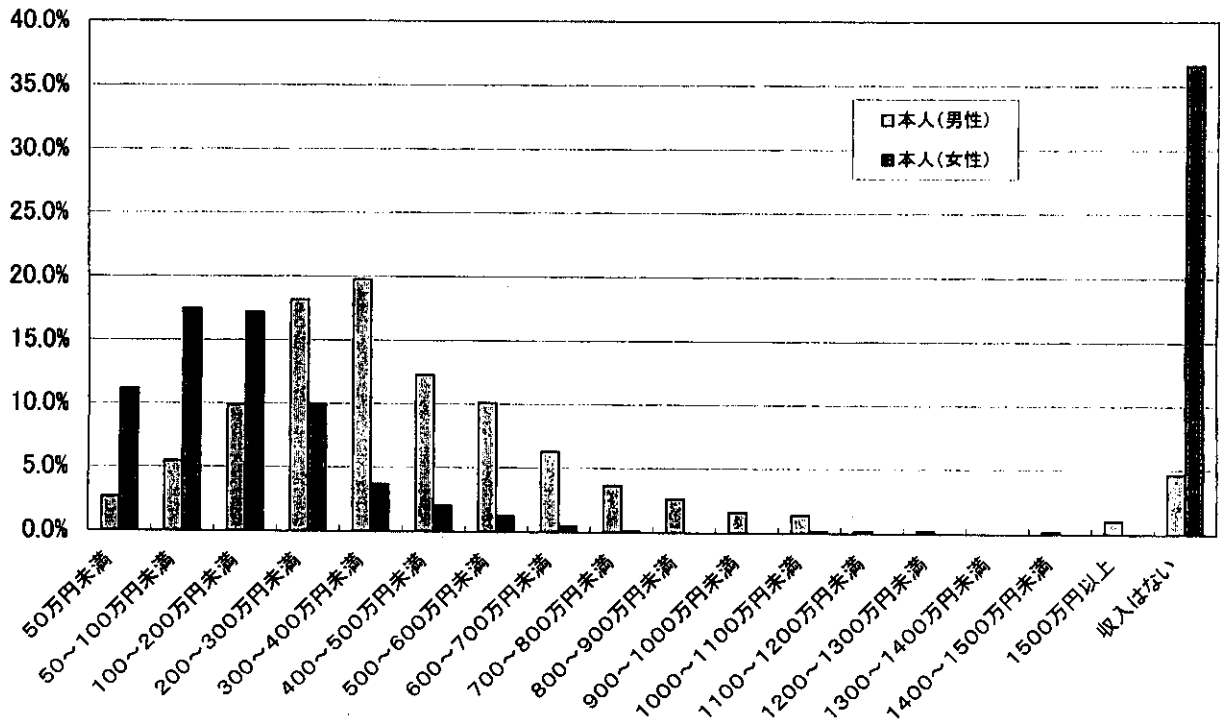
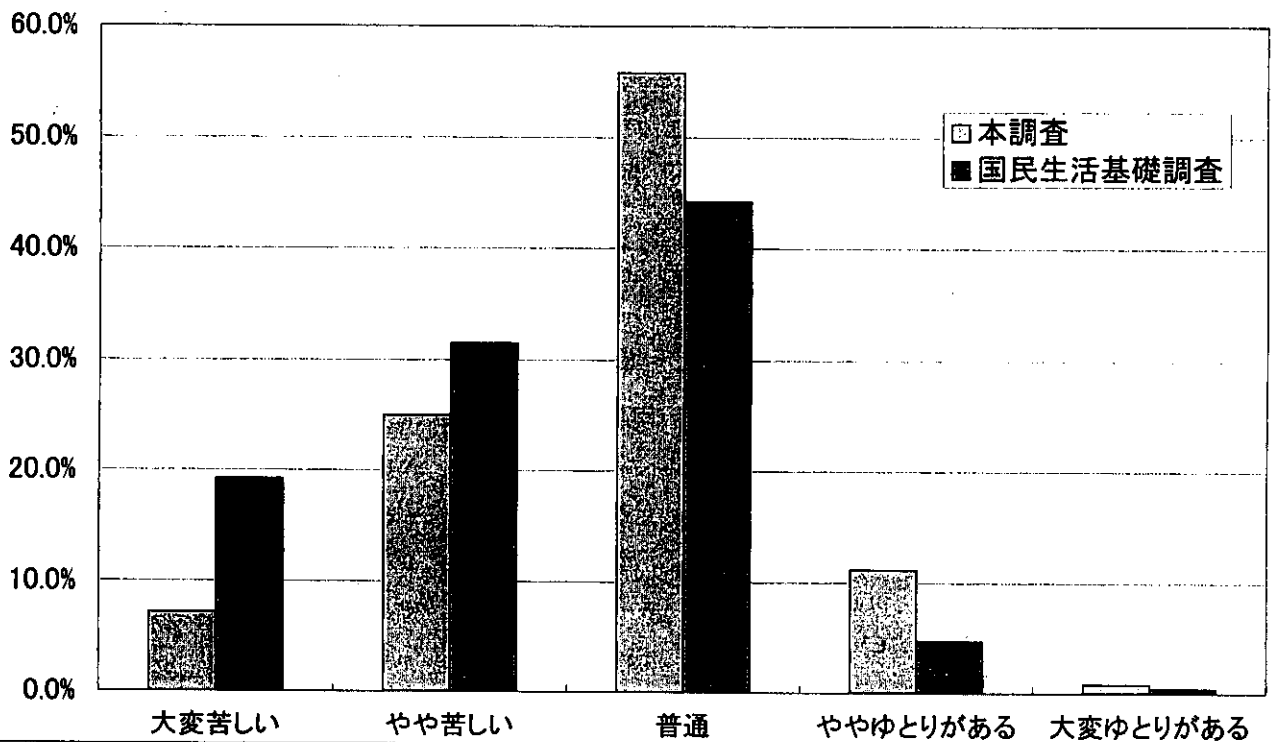
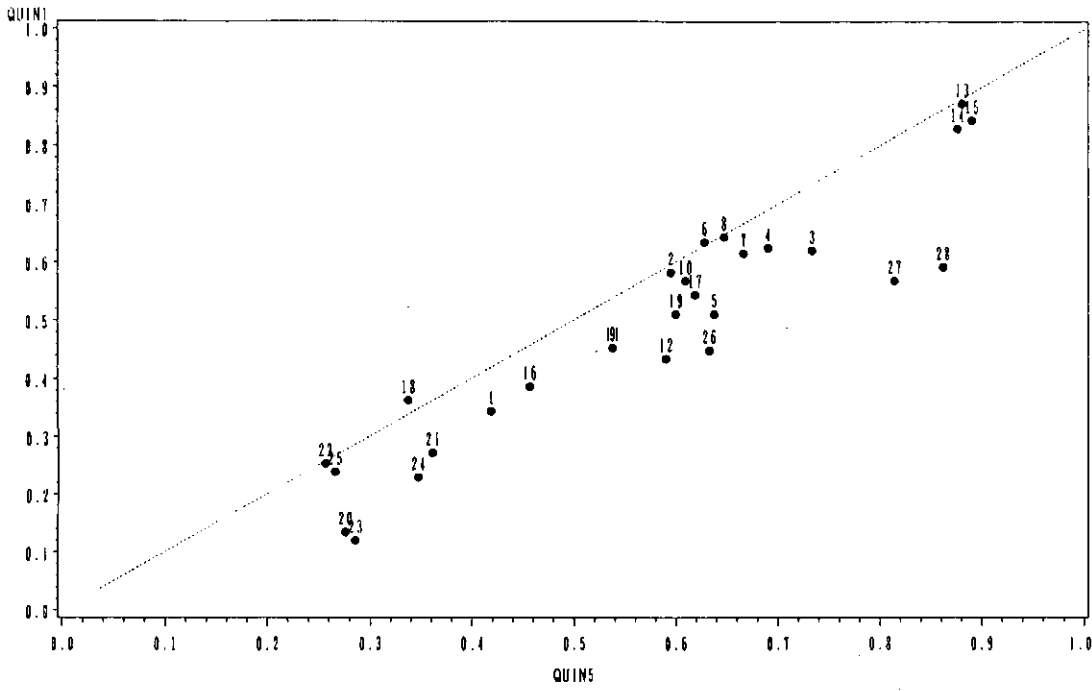


図4

生活意識:本調査 vs. H12 国民生活基礎調査



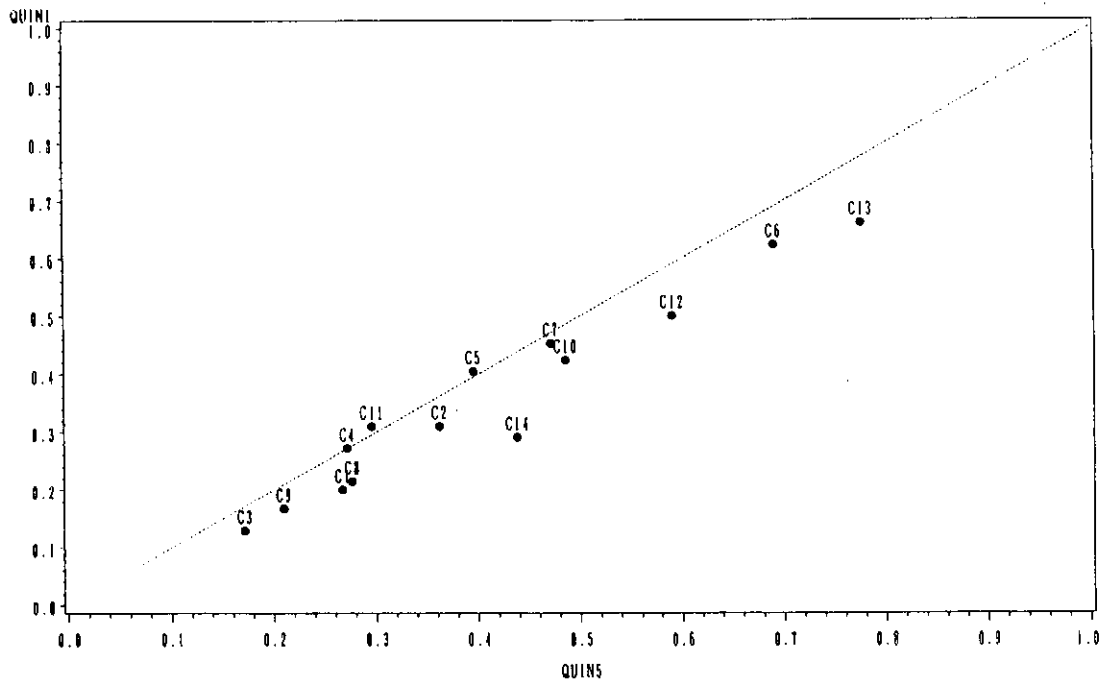
⑤ % Perceiving as Necessity: 1st & 5th Quintile



corr = 0.93244

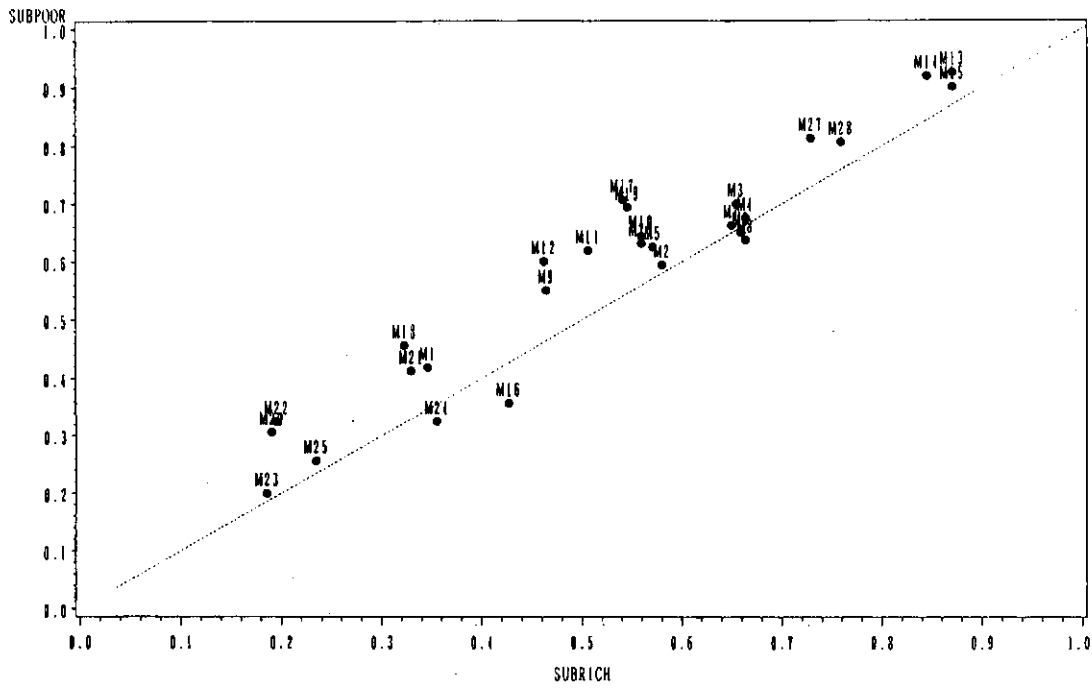
与体的に所得の高以
 の方が %c Necessity と
 関係する。

⑥ % Perceiving as Necessity for Children: 1st & 5th Quintile

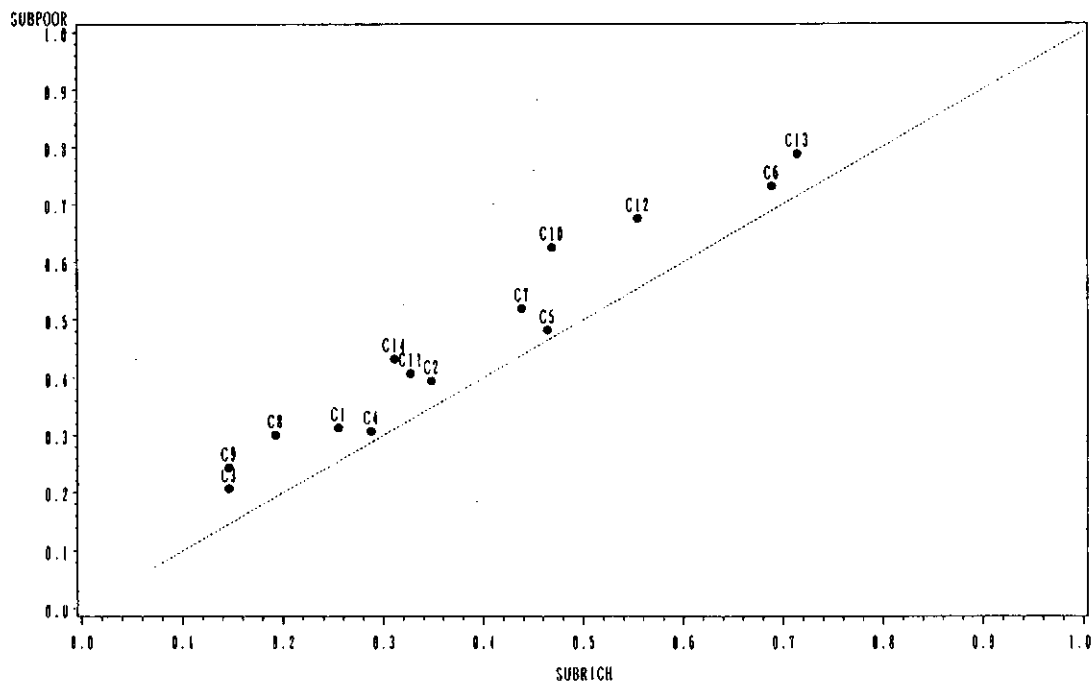


corr = 0.97559

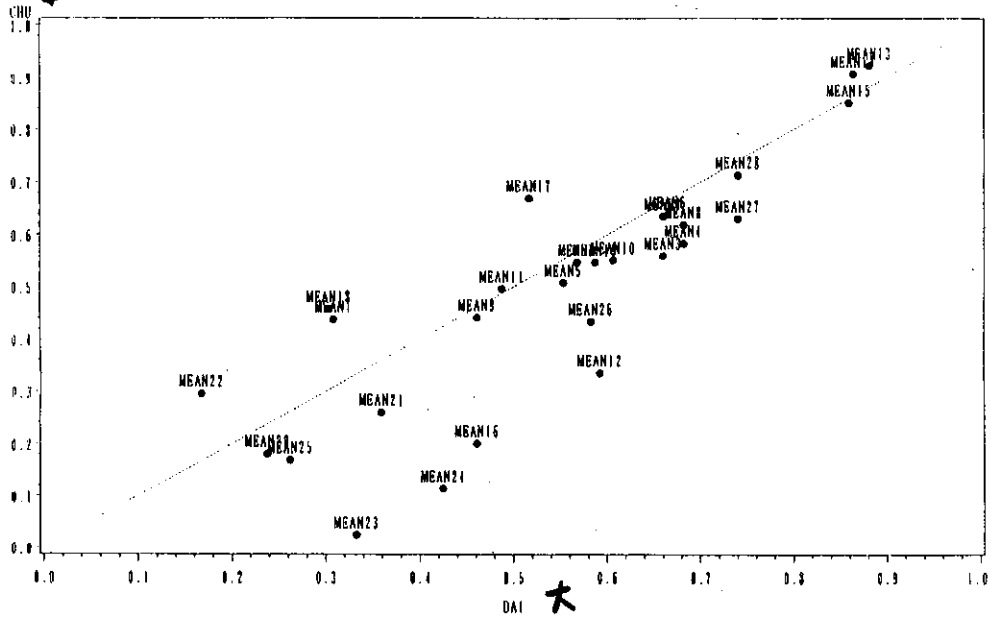
17 % Perceiving as Necessity : Subjective Poor & Rich



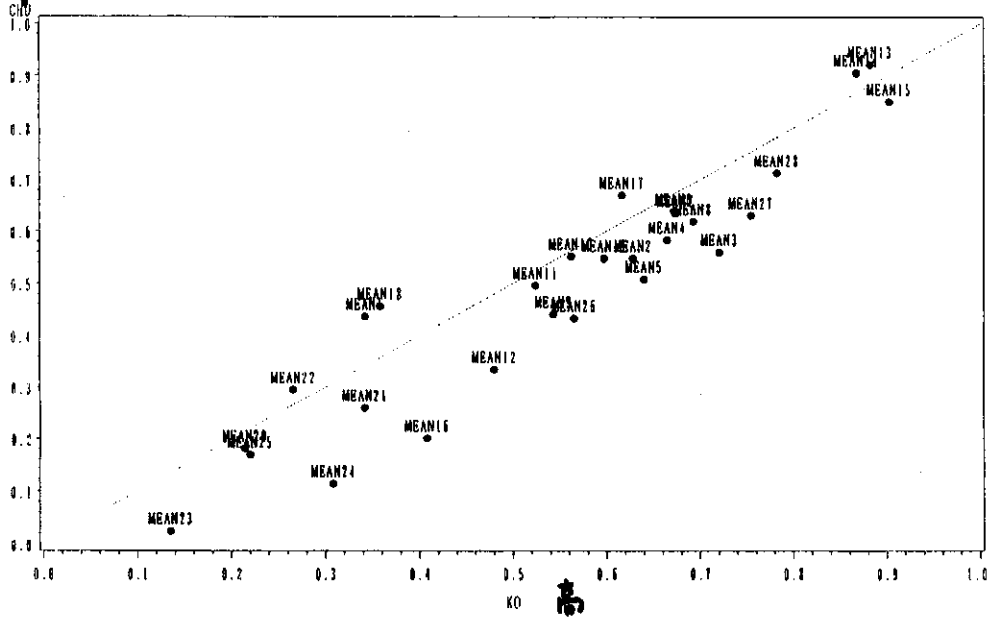
18 % Perceiving as Necessity for Children: Subjective Poor & Rich



9 % Perceiving as Necessity for Adults :Chusotsu & Daisotsu



10 % Perceiving as Necessity for Adults :Chusotsu & Kōsotsu



11 % Perceiving as Necessity for Adults :Kōsotsu & Daisotsu

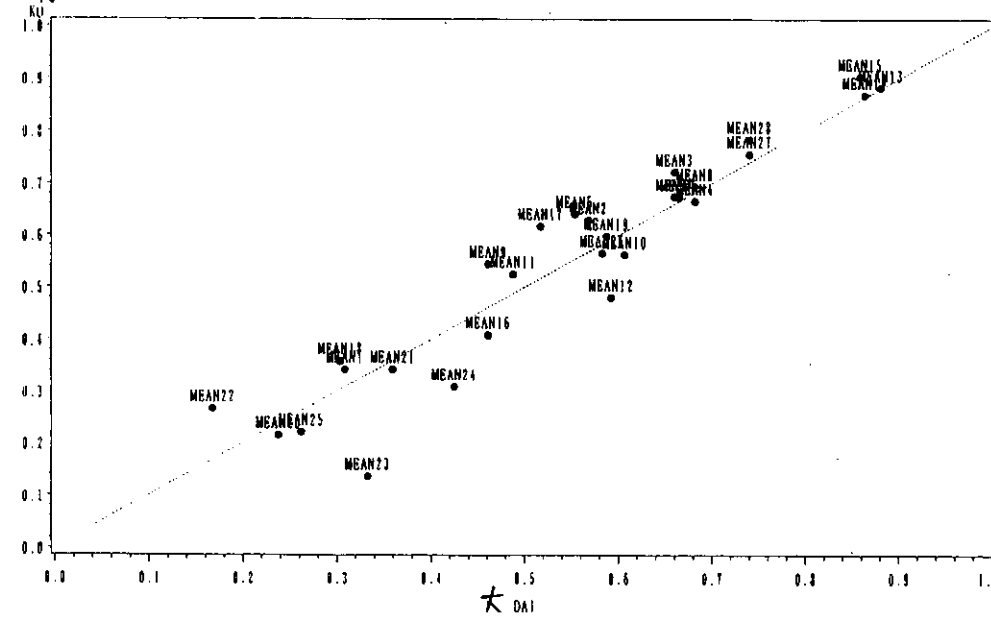


図12 % Perceiving as Necessity for Children :Chusotsu & Daisotsu

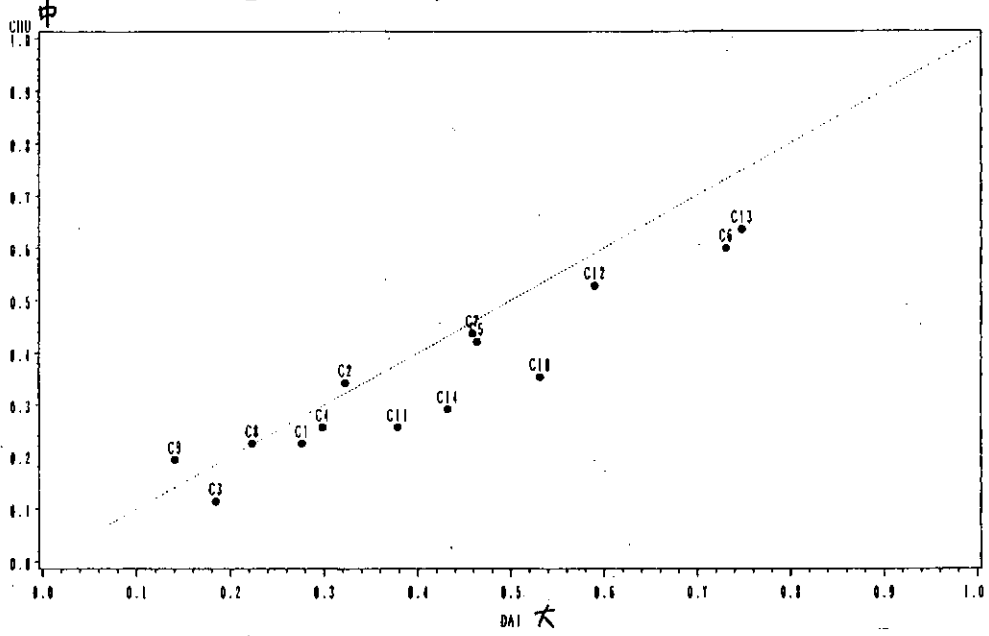


図13 % Perceiving as Necessity for Children :Chusotsu & KOsotsu

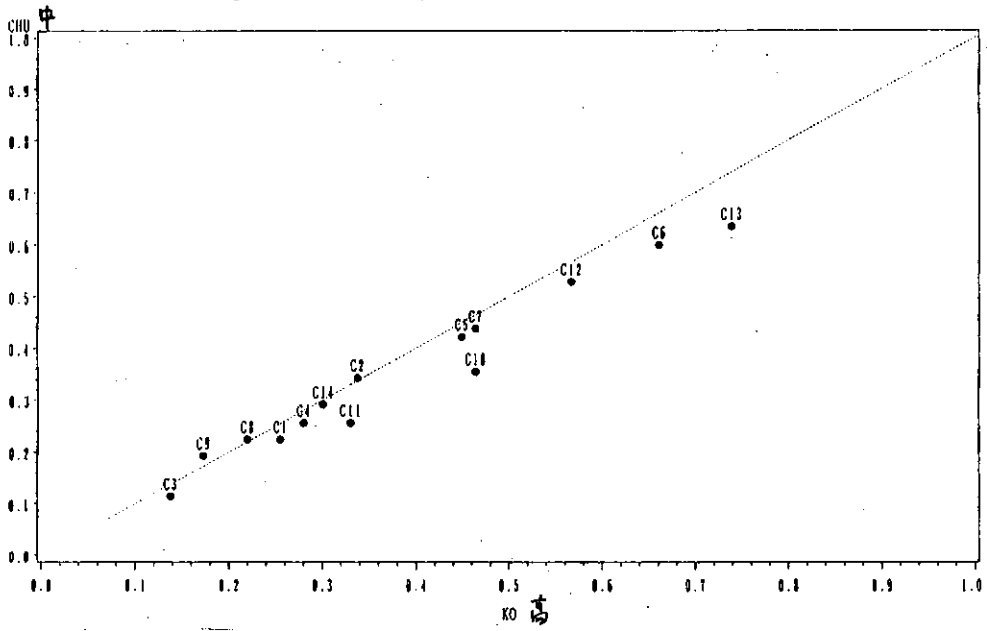
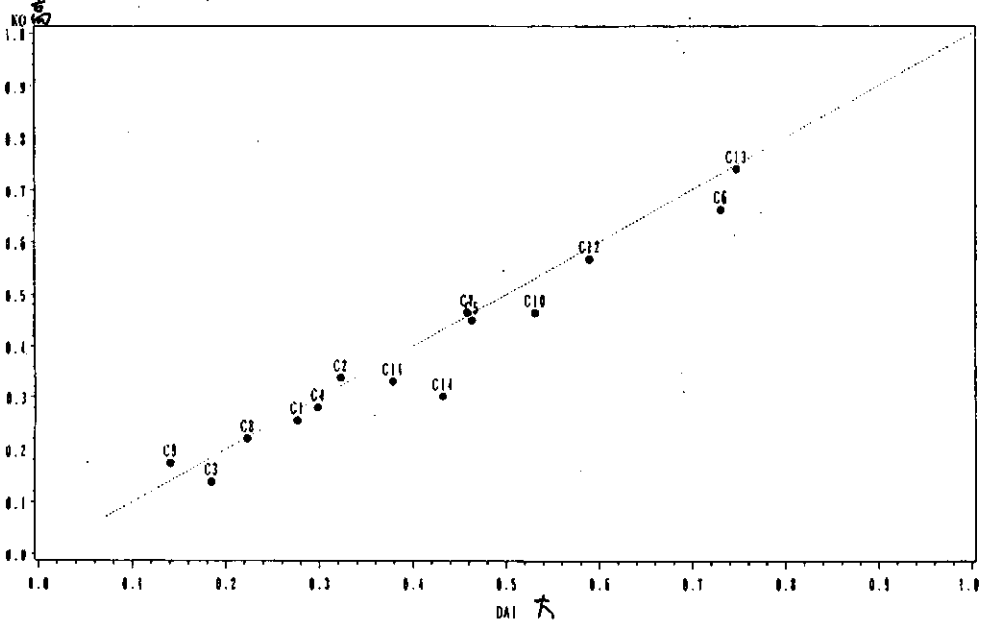
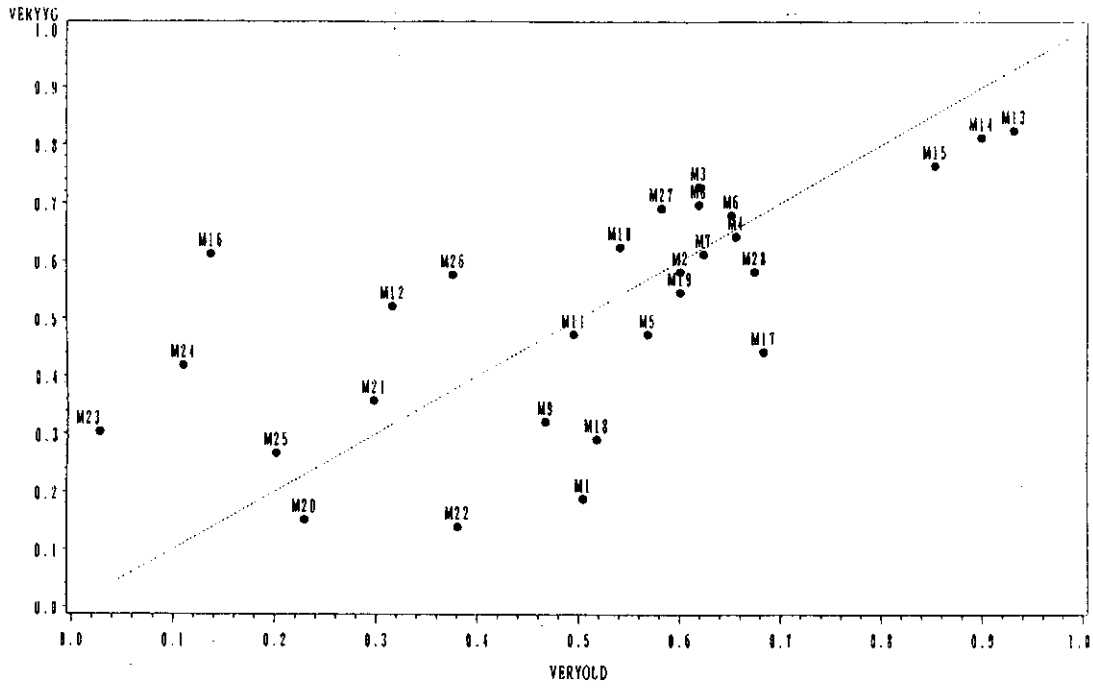


図14 % Perceiving as Necessity for Children :Kosotsu & Daisotsu



815 % Perceiving as Necessity for adults : Very Old & Very Young



816 % Perceiving as Necessity for Children : Very Old & Very Young

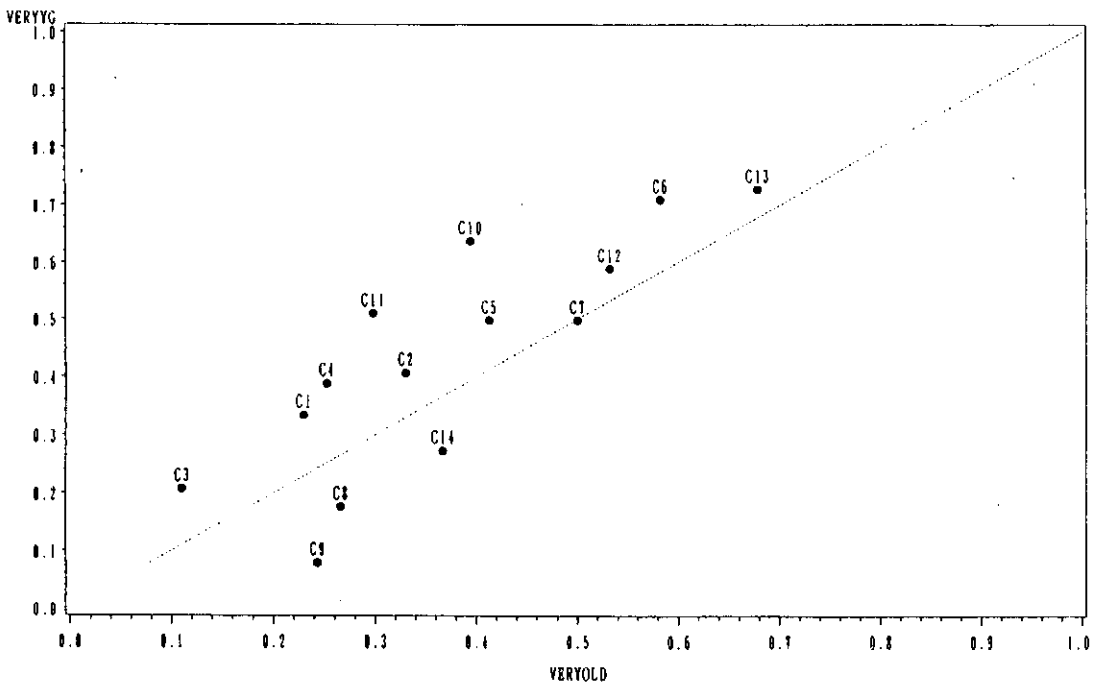


图17

% Perceiving as Necessity for Adults: MALE & FEMALE

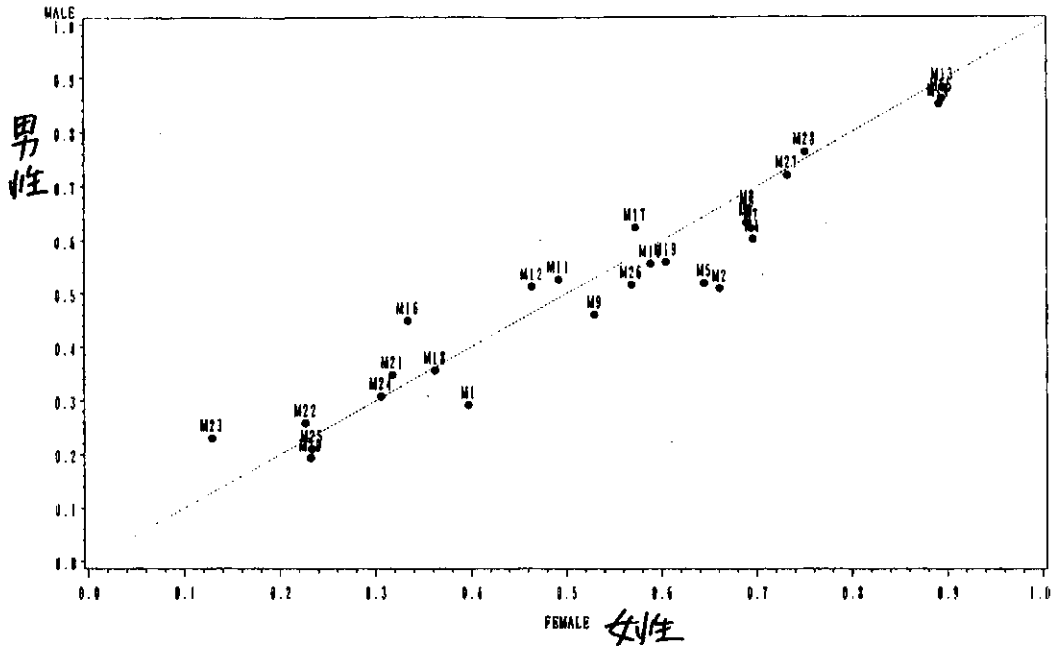


图18

% Perceiving as Necessity for Children: MALE & FEMALE

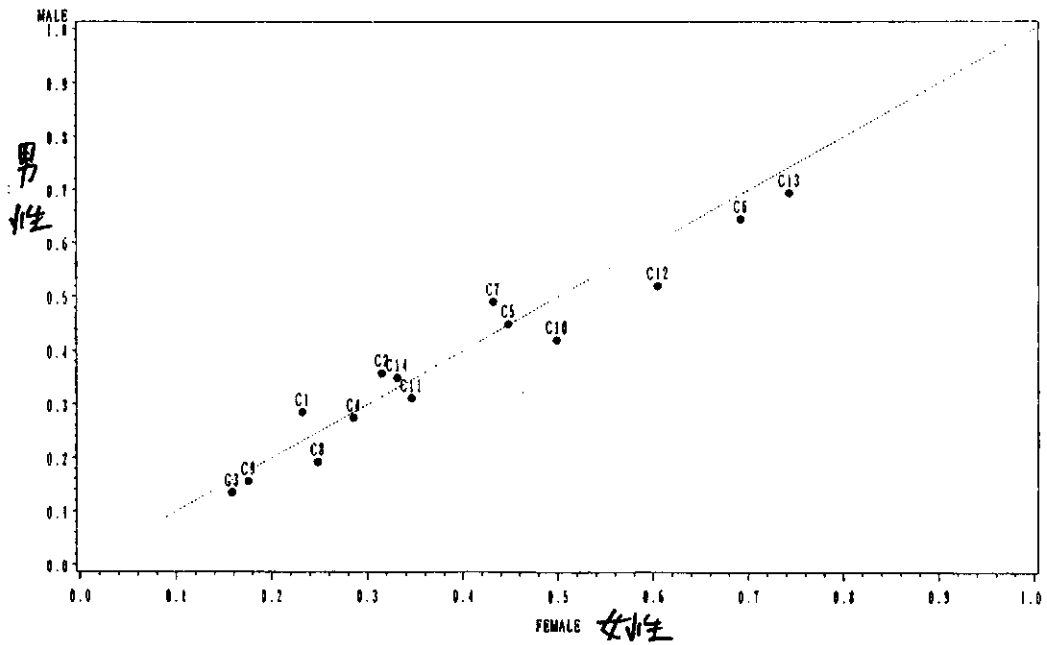


図19

% Perceiving as Necessity for Adults: DAITOSHI & CHOSON

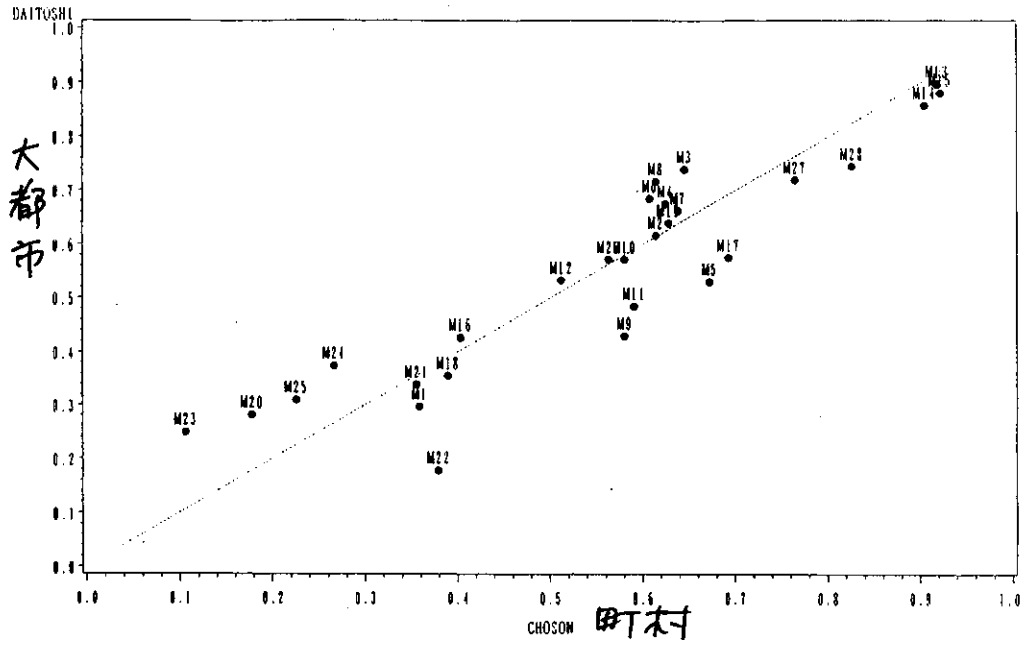
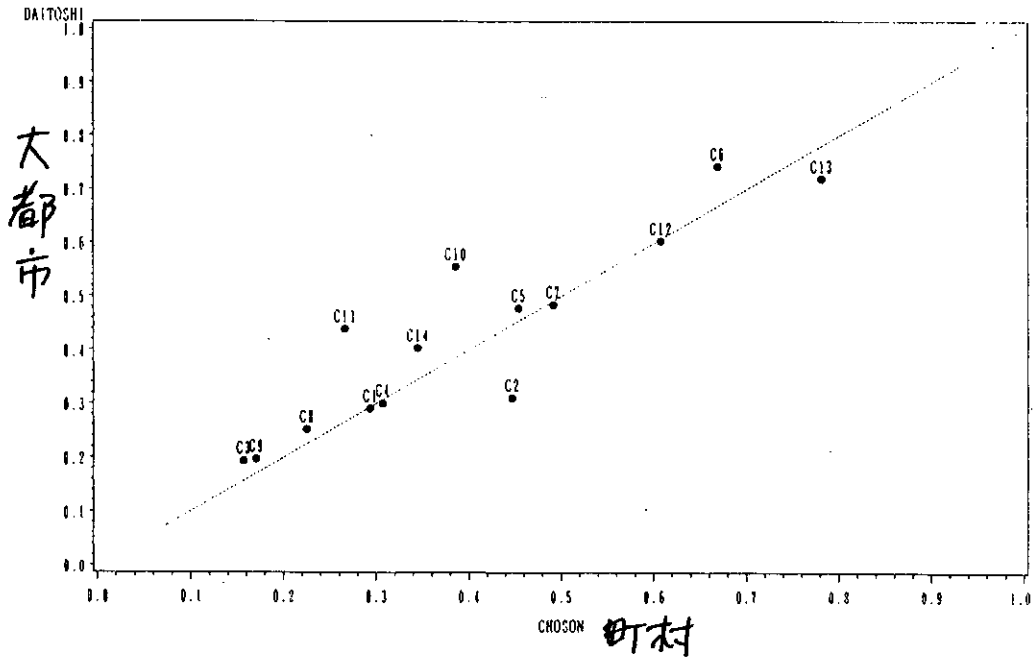


図20

% Perceiving as Necessity for Children: DAITOSHI & CHOSON



「自由」 基底的社会保障法理論と公的扶助のあり方

早稲田大学

菊池馨実

「自由」基底的社会保障法理論と公的扶助のあり方

1 はじめに

社会保障を直接の分析対象とする実定法学の一分野が、社会保障法である。最近、筆者は、社会保障法における従来の通説とは異なった規範的視座から、社会保障法理論の再構築を意図した議論を展開している。本稿の目的は、こうした理論的立場から、本研究が対象としている公的扶助システムのあり方について若干の検討を行うことにある。公的扶助（わが国では生活保護法など）は社会保障制度のいわば下支えとしての重要な構成要素であるから、社会保障法理論からみた公的扶助のあり方を論じることにも、いささかの意義はあるものと思われる。

以下、筆者の主張する「自由」基底的社会保障法理論の要諦を明らかにした上で、公的扶助のあり方としてどのようなことが望まれるかにつき、可能な限り現実の政策論および解釈論にもコミットしながら、論じてみたい。その際、公的扶助との有機的連関のもとにある社会保障制度全体のあり方との関連を意識しながら、議論を展開したい。

2 「自由」基底的社会保障法理論

本稿で筆者の議論の全体像を展開する余裕はないため、詳細は別稿に委ね¹、以下では、3つの側面からその要諦を明らかにしておきたい²。

(1) 個人を軸に据えた視点の重要性

わが国の社会保障を支える法理念³として、従来の通説では、憲法 25 条に基礎をおく生存権が主張されてきた。これに対し、社会連帯を生存権と並ぶ社会保障法の基本理念と捉える見解が、最近有力となっている。しかし、私見によれば、これらによる社会保障法の理論構築では十分でない。なぜなら、これらの理念のみでは、社会保障法関係における中核的法主体である個人を、適切に位置付けることができないからである。従来の生存権論は、典型的には生活保護を念頭に置くものであり、ともすれば社会保障法関係を国家から国民に対する一方的な給付関係として捉えがちであったことは否めない。そこでの個人（国民）とは、「積極的能動的な法主体」というよりも、「保護されるべき客体」として位置付けられ得るものであった。他方、社会保障には、社会構成員間における互恵的な関係を前提とし、これを基盤にした国家による制度化との側面がある。わが国と同様に社会保険を中心とするドイツ・フランスでも、連帯は社会保障の軸をなす概念となってきた。ただし、社会連帯の強調は、社会全体の利益の中に個人を埋没させ、安易に個人への犠牲を強いかねない危険性をはらんでいる。

欧米諸国と比較して、「個」が自立していないといわれるわが国にあっては、逆説的ではあるが、まずは自覚的に個人を基軸に据えた議論から出発し、これをいわば転回点として、

社会構成員たる個人のあり方や、個人と「社会」、「国家」の相互的位置関係を明確化することが必要である。こうした作業により、より強固な社会保障法の基礎理論を築くことが可能となる。

(2) 「自由」 基底的理论

こうして個人を軸に据えた視角から、私見では、社会保障の目的が、従来の通説にいう「生活保障」とどまらず、より根本的には「個人的自由」の確保にあるという点に着目し、社会保障をめぐる法理論の再構築を提唱している。ここでいう「個人的自由」とは、「個人が人格的に自律した存在として、主体的に自らの生を追求できること」を意味する。このことは、社会保障の目的を、単に富・財産といった基本財の分配と、それによる物質的ニーズの充足という物理的事象で捉え切ってしまうのではなく、自律した個人の主体的な生の追求による人格的利益の実現のための条件整備と捉えるものであり、憲法との関係では13条に根拠をおくものである。

こうした捉え方は、所得や富などの配分の平等という静的な、そして帰結主義的な視点にとどまらない。このことは、一方で、行為主体による自主的自律的な生の構築、そしてそれを可能にするための生き方の選択の幅の確保という、いわば動的な視点に積極的な価値を見いだすこと、他方で、先の意味での「個人的自由」に対して、福利 (well-being) の達成のための手段的価値にとどまらない、それ自体が福利の構成要素たるべき内在的価値を見いだすことにほかならない。

私見では、こうした理論構想を「自由」の理念⁴と呼称し、この個人基底的理念が、個人主義の思想を基盤とするわが国憲法体制下にあつて、社会保障における基本的な指導理念として位置付けられるべきものと考えている。こうした人格的利益の実現を図るため、憲法25条を媒介として、国家に対し、社会保障制度を整備し、一定の財・サービスの供給を確保する責任を負わされる（それは法的権利として保障される）一方、それに対応する形で、国民は一定の限度で財政負担責任を負い、加入強制、応能負担といった形式での財産権への制約を甘受すべきことになる。

こうした私見に対しては、「自由」との呼称や、後述する報酬比例年金への加入強制反対論もあつてか、一見すると、社会保障の縮小をめざす理論であるとの誤解を招きかねない。しかし、その内実は、「生き方の選択の幅の平等」という点で、いわば実質的な平等（アマルティア・センのいう基本財を潜在能力に変換する場面で生じる損失を実質的に補完するための医療および福祉・介護サービスや、自らのあずかり知らないところでさまざまな境遇に産まれた児童に対する保育・教育サービスの充実など）の契機を強くもつ点で、決して単純にそういえるものではない⁵。

(3) 社会保障法における人間像

社会保障法理論の構築に際しては、社会保障をめぐる中核的法主体である個人像ないし

人間像をどのように措定すべきかも重要な意味をもつ。

社会保障における人間像は、近代法から現代法へ、そして市民法から社会法へという歴史的展開の中で認識されるに至った現実具体的な人間像（社会法的人間像）であることはいうまでもない。ただし、こうした個人を、もっぱら国家により「保護されるべき客体」として位置付けられる「弱い」個人像として捉えるべきではない。現に存在する社会的経済的な格差を踏まえた上で、かつそれを補完するための法的対応を不可欠としながらも、基本的には自律的主体的な個人像ないし人間像が念頭に置かれるべきである。こうした人間像を前提にしてこそ、たとえ痴呆性高齢者、知的・精神障害者、乳幼児などであっても、「個人的自由」の尊重による「自立」ないし「自律」を目指した権利擁護などの法制度の整備が当然かつ積極的に求められることになる。

ただし、そこにいう自律的主体的個人とは、新古典派経済学の想定する「合理的経済人」とは異なる⁶。個人は、たとえば社会福祉法人や福祉 NPO など、国家から独立した法主体を組織化し、自己の利益を超えた社会活動を行うことがある。そしてこうした活動の自立性・自発性を損ねない限度での国家による支援も、社会保障制度の一環として位置づけられ、またそうした国家とは一定の距離をおく社会的公共的活動の展開が、今後ますます期待される。したがって、社会保障の制度構築にあたって念頭に置かれるべき個人は、多元的な市民社会のもつ公共性に対して開かれた資質をもつものとして想定すべきである⁷。

3 社会保障のあるべき制度像

(1) 尊重されるべき規範的指針

2で展開した「自由」基底的法理念から導き出される、社会保障制度ないし政策のあり方を論じるにあたって尊重されるべき具体的な規範的指針として、以下の諸要素が挙げられる。公的扶助のあり方を意識しながら論じていきたい。

(i) 強制の契機への慎重な対応

個人生活に過度にわたって介入し、強制の契機を含む制度の導入に際しては慎重な配慮が求められる。このことは、たとえば憲法 29 条 1 項の財産権保障との関連で、加入強制を課すべき社会保障制度、なかでも保険料拠出が前提となる社会保険制度を設定すべき範囲・保障水準をめぐって適用される規準である。具体的には、年金制度の報酬比例部分の評価をめぐって問題となる。

公的扶助に関していえば、主として運用ないしソーシャルワークの問題であるが、被保護者による保護費の使途を過度に制約するような指導指示（生活保護法 27 条 2 項）のあり方に対して向けられるべき規準となる⁸。また後述するように、「貢献」の原則との関連で、補足性の原理の一環としての私的扶養優先（生活保護法 4 条 2 項）の限界付けも問題となる。

(ii) 権利義務主体たる個人の「主体性」の尊重

私見によれば、社会保障の目的とは、自律した個人の主体的な生の追求による人格的利益の実現のための条件整備に求められ、自律的個人による主体的な生の追求それ自体が福利の構成要素たるべき内在的価値を有する。またそこでの個人とは、「保護されるべき客体」として捉えられる受動的な存在ではなく、積極的能動的な主体的存在として想定すべきものである。ここからさらに、以下の具体的諸原則が導き出される。

①「参加」の原則

ともすれば国による個人生活への一方的な押付けになりがちな社会保障制度の政策策定および実施にあたって、個人の「参加」による主体的な関与の機会を積極的に保障することが求められる。具体的には、政策策定段階での意見聴取機会の積極的付与（たとえば、最近の法案審議過程に際して行われるパブリックコメントも、この観点から評価できる）、社会保険における被保険者など関係当事者の制度運営への積極的参加ないし自治の実現、行政計画策定過程への住民参加手続の保障（たとえば、市町村介護保険事業計画への被保険者の意見反映措置〔介保 117 条 5 項〕も、この観点から評価できる）などの要請が導き出される。

②「選択」の原則

受給者ないし利用者的心思にかかわらず一方的に給付の可否・内容が決められる仕組みは、基本的には消極的に評価されるべきであり、自らの意思による選択が可能であることが望ましい。この点から、たとえば各福祉法上の措置権限の行使（たとえば、老人福祉法 10 条の 4 第 1 項、同 11 条 1 項など）に際して、措置権者には慎重な配慮が求められる。

生活保護法上の給付についても、保護決定という行政処分を契機とする法律関係の設定である点で、各福祉法上の措置と同様の性格を有する。とりわけ、居住・移転の自由（憲法 22 条 1 項）の観点からも、本人の意向に沿わない入所保護（生活保護法 30 条 1 項但書）の場合、保護決定にあたっての行政裁量権行使の統制が課題となる⁹。

③「情報アクセス」の原則

①および②の原則は、それ自体、いわば手続的な価値を重視するものである。これに対し、「参加」の一内容として、あるいは「選択」をなす前提条件として、社会保障政策策定の前提となる基礎資料の全面的開示や、基礎的法主体である個人にかかわる情報（たとえば個人年金情報）の開示など、「情報へのアクセス」保障も求められる。

公的扶助においては、保護受給に至らない窓口相談段階での担当職員による社会保障制度一般に関する積極的な情報の提示、受給段階におけるケース記録の開示などが課題となる¹⁰。

④「貢献」の原則

社会保障法関係において想定されるべき基礎的法主体としての個人は、本来能動的主体的な権利義務主体であることからすれば、一方的に給付を受けるにとどまらず、自らも一定の「貢献」をなすべきことが求められるといわねばならない。この「貢献」とは、いく

つかの段階に分けて整理すべきものである。まず「貢献」とは、もっとも端的には、費用負担という形でなされ得る。したがって、社会保障法関係とりわけ負担と給付とが一對一で対応する点に制度的特徴を見出し得る社会保険の法関係においては、能力に応じた負担（応能負担）が原則であるとはいうものの、保険料の減免には自ずと一定の限界が設定されるべきことになる¹¹。

公的扶助における費用負担との関連では、私的扶養優先（生活保護法 4 条 2 項）が定められていることから、扶養請求の指導対象となるべき扶養義務者の範囲が問題となる。実務上、直系血族および兄弟姉妹（民法 877 条 1 項）を含む絶対的扶養義務と捉えられているものの、こうした取り扱いが保護受給の事実上の障害になっている面は否定できず、通説と同様、いわゆる生活保持義務（夫婦間の扶養、親の未成熟子に対する扶養）の範囲にとどめるべきである。

このように、社会保障給付はいずれかの法主体による拠出によって成り立つものであるから、もっとも可視的な「貢献」とは、費用負担という形でなされる。ただし、「貢献」とは、費用負担との関連でのみ論じられるべきものではない。生活保護受給者のように具体的な費用負担能力を欠く場合であっても、本来的には権利義務主体であり、また社会保障制度の基盤をなす「社会」の一構成員である以上、抽象的な負担可能性がある限り（典型的には稼働能力がある場合など）、労働市場を通じての有償労働に限らず、たとえば、職業訓練・公共サービス・ボランティア活動への従事といった形式での役務の提供による間接的な意味での「貢献」を行うことが、当然の基盤であるように思われる。このことは逆に、適切なソーシャルワークの実施を含む就労アクセス確保等のための十分な諸施策の展開が、国に対して規範的に義務付けられることも意味する¹²。

なお、虚弱・要介護高齢者、重度障害者など、こうした意味での抽象的な負担可能性さえ認められない主体であるとしても、当然に社会保障給付を受ける法的地位を失う（つまり単なる恩恵である）ことにはならない。ケースワーク、ソーシャルワークも含めた広い意味での「ケア」が、本来、人間対人間という横の関係において成り立つものであることから¹³、当事者間の「関係性」の構築に由来する、いわば「弱い」意味での（結果論的であるかもしれないがサービス提供主体ひいては社会に対する）「貢献」がなされ得るとの側面もある。このことも、一方的にパターンリスティックな配慮がなされるべき被保護客体にとどめおくことを否定し、個人の「主体性」を尊重する立場からは、無視されるべきではないように思われる。

（2）あるべき社会保障の全体像

現実の社会保障制度の内容は、特定の法理念や規範的指針から一義的かつ具体的に導出し得るものではない。個別分野における具体的な制度設計になればなるほど、種々の考慮要素を総合評価した上での判断でなければならない。ただし、これまで述べてきた「個人」「自由」基底的理论の立場から社会保障のあるべき全体像を描き出すことは、中長期的視

野からみたグランドデザインの提示が重要な課題となっている今日の社会保障分野においては、決して無意味なことではないと思われる。

まず、先の「自由」基底理論の含意として、所得保障の観点からのみ社会保障のあり方を論じることの不十分さということが挙げられる。すなわち、富・財産といった基本財を平等に保障するだけでは、病人や障害者などの場合、基本財を潜在能力に変換する場面で損失を生じることから、これを実質的に補完し、「生き方の選択の幅の平等」化を図る範囲・水準でのサービス保障がなされる必要がある。このことを前提として、以下、全体像のごく粗いデッサンを試みることにしたい。

(i) 所得保障

所得保障に関しては、とくに老後所得保障（老齢年金など）における公的給付につき、現行の基礎年金水準より高く設定した基礎的部分に限定すべきであり、それを越えた「従前所得保障」的機能を強く持たせるべきではなく¹⁴、むしろ自助的所得保障手段確保に向けての様々な援助措置を講ずることでこれに代替すべきである¹⁵。これに対し、障害・失業・労災といった就労期間中における突発的なリスク発生については、稼働年齢期間中に限って、従前所得の一定水準を保障することにも合理性がある¹⁶。

(ii) サービス保障

サービス給付については、相互に重複する部分（たとえば看護と介護）はあるものの、基本的性格を異にする医療サービス（とりわけ急性期・救急医療）と非医療的な福祉・介護サービスを区分して、それぞれについて保障のあり方を論じる必要がある。このうち前者の医療については、保険者をどう位置づけ、そこでの自治をいかにして機能させるか等につき配慮が必要であるものの、「個人的自由」の尊重に際して求められる「生き方の選択の幅の平等」を確保するためには、所得保障よりも相対的に手厚い最適（オプティマム）水準の医療サービスへのアクセスが保障される必要がある¹⁷。また後者の重要な構成要素である介護サービス保障については、国が本来果たすべき保障責任を果たしていないという問題がある¹⁸。

(iii) その他

①教育および保育

教育は、社会保障制度の基盤ないし前提条件として、これまで社会保障との関連で捉える必要性に乏しかった。しかしながら、教育水準の低下、若年失業率の増大、終身雇用制の限界などの社会状況の変化を背景として、最近、いくつかの場面で社会保障との関連性を意識せざるを得ない状況が生まれている。とりわけ「生き方の選択の幅の平等」という視角からは、自らの努力いかんにかかわらず、生まれた境遇に大きく左右される児童への教育・保育サービスの保障¹⁹、労働市場に参入する以前における就業前教育の充実などが求められる。公的扶助とも関連して、産業構造の転換など自己責任の範疇を超えた状況変化により失業した中・高齢者に対する職業リハビリテーション教育の充実なども求められ